

佐賀県告示第二百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった。

平成二十四年九月十一日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

唐津市相知町平山上字南川原甲三九六の二二、甲三九六の二五から甲三九六の三一まで、甲三九六の三三から甲三九六の三五まで、甲三九六の三七から甲三九六の四四まで、甲三九六の五〇、甲三九六の六三、甲三九六の六四、甲三九六の一三九、甲三九六の一五七、甲三九六の一六一、甲三九六の一八〇、甲三九六の一八二から甲三九六の一八四まで、甲三九六の二二七、甲三九六の二三二、甲三九六の二三六、甲三九六の二四〇、甲三九六の二四二、甲三九八、甲三九九

(二) 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

(三) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

唐津市相知町横枕字六反田九一三の一、九一三の五、九一四、相知町平山上字上小城川内乙六九〇の三一、乙六九〇の三二、乙六九〇の四四、乙六九〇の九八、乙六九一の一、乙六九一の二、字西谷乙一〇九〇の七から乙一〇九〇の九まで、乙一〇九〇の二〇、乙一〇九四から乙一〇九六まで

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市林務課に備え置いて縦覧に供する。)